V_n　国が行う第二種(A)空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 13 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$W_{13} = 0.034$

X　国庫の補助金を受けて道府県が施行する第二種(B)空港（第二種空港のうち道府県が管理するものに限る。）の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため平成 13 年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 13 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

Y = 0.034

Z　国庫の補助金を受けて道府県が施行した第三種空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため平成 13 年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 13 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AA = 0.034

AB　国庫の補助金を受けて市町村が施行する第二種(B)空港及び第三種空港（第二種空港及び第三種空港のうち市町村が管理するものに限る。）の整備事業に係る経費に充てるため平成 13 年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 13 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の

V_n　国が行う第二種(A)空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 12 年度及び平成 13 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、平成 12 年度補正予算債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$W_{12} = 0.025$

$W_{13} = 0.034$

X　国庫の補助金を受けて道府県が施行する第二種(B)空港（第二種空港のうち道府県が管理するものに限る。）の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため平成 13 年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 13 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

Y = 0.034

Z　国庫の補助金を受けて道府県が施行した第三種空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため平成 13 年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 13 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AA = 0.034

AB　国庫の補助金を受けて市町村が施行する第二種(B)空港及び第三種空港（第二種空港及び第三種空港のうち市町村が管理するものに限る。）の整備事業に係る経費に充てるため平成 13 年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 13 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）